

コロナ支援 子育て世帯への臨時特別給付金(10万円一括給付)について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子ども1人あたり10万円の「子育て世帯への臨時給付金」を支給しています。

なお、高校生のみを扶養している世帯、もしくは現在児童手当を受給している公務員の世帯については、申請が必要です。

対象者 以下のいずれも満たす人

- 平成15年4月2日から令和3年9月30日までに生まれた児童を養育する父母等、または令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育する父母等
- 家計の中心者(父母等のうち所得の高い方)の所得が児童手当の所得制限限度額内の人

支給額 児童1人あたり一律10万円(全額現金給付)

コロナ支援 子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援するため、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給しています。

「子育て世帯への臨時給付金」を受給していない世帯で以下に該当する場合は、申請により受給が可能です。

給付額 児童1人あたり一律5万円
(①、②いずれも同額)

申請期限 2月28日必着

①(ひとり親世帯分)子育て世帯生活支援特別給付金

対象者

- 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る

- 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

②(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)子育て世帯生活支援特別給付金

対象者

- 令和3年度分の住民税均等割が非課税である人
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人(家計急変者)

※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

詳しくは▶

子育て・健康課 子育て支援係

☎ 82-3186

コロナ支援 新型コロナウイルスのワクチン接種(3回目)について

対象者には順次、接種券等を郵送します。

対象者 2回目接種を終了し、原則8か月以上経過した人

ただし、以下のいずれかに該当する人で8か月を待たずに接種を希望される場合は、子育て・健康課健康づくり係までご連絡ください。

- 医療従事者、高齢者施設等の入所者・従事者
- 通所サービス事業所(事業所において接種する場合)の利用者および従事者
- 病院および有床診療所の入院患者

接種費用 無料

接種時期 2回目接種終了から原則8か月以上経過した日以降

持参するもの

- 接種券
- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)
- 予診票(接種券と一緒に同封)
- お薬手帳(お持ちの人)

●**新型コロナワクチン接種証明書をスマートフォンアプリで発行できます**

「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」では、日本国内用・海外用の接種証明書をスマートフォンから取得できます。

※マイナンバーカードが必要です

アプリで取得できない人は、子育て・健康課健康づくり係で発行します。

●**新型コロナワクチン接種協力医療機関**

町内では、全ての医療機関で新型コロナワクチンの接種が可能になります。

各医療機関で接種時間等が異なりますので、接種券に同封しているチラシで確認してください。

- 川崎整形外科(大字福母2561-4)
- 坂本内科医院(大字大町5264-5)
- 順天堂病院(大字福母707-2)
- 戸原内科(大字福母404-6)

●**行政機関等をかたった“なりすまし”にご注意ください**

新型コロナワクチンの接種を受ける際の費用は無料(全額公費)です。

電話・メールで個人情報を求めることやお金の振込を要求することはありません。

お知らせ ワクチン接種の移動支援について

町内で新型コロナワクチン接種をするための移動交通手段を持たないもしくは移動に不安がある人の移動支援として、無料でタクシーを利用できます。

対象者 大町町に住民票があり、65歳以上になる人

利用方法 大町観光タクシー(☎82-2452)に直接予約をし、タクシー乗車時に新型コロナワクチン接種券または接種済証を提示ください。

詳しくは▶

子育て・健康課 健康づくり係

☎ 82-3186